

(書式 1-1-1)

不動産が主たる財産の場合の標準遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(大正〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
丁目〇〇番〇〇号)の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇、
同二男〇〇〇〇及び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産
を分割し、取得することを合意した。

1 妻〇〇〇〇及び二男〇〇〇〇は、次の遺産を持分各 2分の1 の共有で取得す
る。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 店舗兼居宅

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階○○○・○○平方メートル
2階○○○・○○平方メートル
3階○○○・○○平方メートル

前記建物の敷地に対する借地権（賃貸人○○○○）

前記建物内にある事業用設備・備品・在庫商品の全て

3 長女○○○○は、次の遺産を取得する。

○○銀行○○支店の定期預金 額面○○○○万円
○○株式会社の株式 ○○○○株

4 妻○○○○は、第2項及び第3項記載以外の預貯金、株式及びその他の動産の全てを取得する。

5 共同相続人全員は、各相続人がそれぞれ取得した遺産について名義変更手続を円滑に行うことができるよう、必要書類に署名押印し、印鑑登録証明書を提出するなど相互に協力するものとする。

以上のとおり協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を4通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

○ ○ ○ ○ 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印



解説

被相続人、相続人の表示は、登記手続等が適確にできるよう、戸籍謄本や住民票の写しにより確認し、正確に記載する。

不動産の表示は、登記簿謄本により確認して記載する。未登記の場合には、固定資産税課税明細書の記載を参考にできるだけ正確に記載する。

第1項のように、共有とする方法で遺産分割がなされた場合、以後は民法物権編の共有となる（民法第249条以下）。

不動産を取得した者は、遺産分割協議書を原因証書として単独で相続登記の申請ができる。預貯金、株式等についても、遺産分割協議書を提示すれば、単独で名義変更ができるはずである。しかし、金融機関によっては、相続人全員について所定の用紙に同意の署名押印を求める場合もあるので、第5項のように協力義務を確認しておくのが相当である。